

令和 6 年第 3 回嘉島町議会定例会

提 案 理 由 説 明 書

○ 議案第 37 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第 9 号 令和 6 年度嘉島町一般会計補正予算（第 4 号）」は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 6 年 8 月 2 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○ 議案第 38 号 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険法の一部改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降は、現行の被保険者証が交付されなくなることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第 39 号 嘉島町町道の路線認定について

町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 40 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

利益剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 41 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第 42 号 令和 6 年度嘉島町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度嘉島町一般会計補正予算（第 5 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,950 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85 億 2,548 万 9 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 43 号 令和 6 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,012 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,716 万 1 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 44 号 令和 6 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64 万 6 千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 万 6 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 45 号 令和 6 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,687 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 8,550 万 4 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 46 号 令和 6 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 544 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,481 万 3 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 47 号 令和 6 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第 1 款 下水道事業収益、第 2 項 営業外収益に 261 万 4 千円追加し、総額を 4 億 7,746 万 1 千円としました。

支出においては、第 1 款 下水道事業費用、第 1 項 営業費用を 802 万 5 千円減額、第 2 項 営業外費用に 125 万 6 千円追加し、総額を 4 億 4,520 万 2 千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第 1 款 資本的収入、第 2 項 企業債を 4,100 万円、第 4 項 国庫補助金を 4,840 万 4 千円減額し、総額を 4 億 2,850 万 4 千円としました。

支出においては、第 1 款 資本的支出、第 1 項 建設改良費を 9,717 万 6 千円減額し、総額を 6 億 110 万円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和 6 年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わりますが、

- 認定第 1 号 令和 5 年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 認定第 2 号 令和 5 年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第 3 号 令和 5 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第 4 号 令和 5 年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第 5 号 令和 5 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

以上、5 件の決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであり

ます。また、同条第5項の規定による主な施策の成果につきましては、各会計ごとに事業成果調書を作成し、お手元に配布のとおりであります。

詳細につきましては、会計管理者に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 認定第6号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算
- 認定第7号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算

以上、2件の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

詳細につきましては、企業出納員に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。